

資料編

Ⅰ 基本構想の策定に関する条例

○五所川原市基本構想の策定に関する条例

平成25年12月20日 五所川原市条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、五所川原市基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本構想の策定)

第2条 市は、将来における市のあるべき姿と進むべき方向について、まちづくりの最も基本的な指針となる基本構想を定めるものとする。

(基本構想の変更)

第3条 市は、社会経済情勢の変化に伴い、基本構想の内容を見直す必要が生じたときは、当該事項を変更することができる。

(市民等の意見の反映)

第4条 市は、基本構想を策定し、又は変更するときは、市民等の意見を積極的に反映するよう努めるものとする。

(議会の議決)

第5条 基本構想の策定又は変更に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件とする。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

(公表)

第6条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 総合計画審議会

○五所川原市総合計画審議会条例

平成17年6月24日 五所川原市条例第202号

(設置)

第1条 市の総合計画の策定及び実施について、市長の諮問に応じて、必要な調査及び審議を行うため、五所川原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 五所川原市議会の議員
- (2) 五所川原市教育委員会の委員
- (3) 五所川原市農業委員会の委員
- (4) 公共的団体等の役員及びその他の職員
- (5) 学識経験を有する者

3 審議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

4 専門の事項を調査し、及び審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

(会長)

第3条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、副会長がこれを代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。（五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年五所川原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○五所川原市総合計画審議会委員

区 分	団 体 名・役 職 名	氏 名
公共的団体等の役員 及びその他の職員	五所川原商工会議所会頭	山 崎 淳 一
	金木商工会会長	山 中 政 広
	市浦商工会会長	木 村 博
	ごしょつがる農業協同組合代表理事組合長	斉 藤 勝 徳
	つがるにしきた農業協同組合代表理事常務	泉 谷 精 司
	十三漁業協同組合代表理事組合長	工 藤 伍 郎
	五所川原市社会福祉協議会会長	角 田 昭 次
	五所川原市観光協会会長	木 村 吉 幸
	五所川原市体育協会会長	富 田 重 照
	五所川原青年会議所理事長	佐々木 邦 和
学識経験を有する者	西北地域県民局地域連携部副参事・地域支援チームリーダー	藤 田 昭 仁
	東北職業能力開発大学校青森校校長	瀧 原 祥 夫
	五所川原市小中学校長会会長	佐々木 瑞 信
	青森銀行五所川原支店支店長	奈 良 一 仁
	みちのく銀行五所川原支店支店長	乳 井 亨
	五所川原市男女共同参画推進委員会委員	辻 悦 子
	東奥日報五所川原支局支局長	三 浦 博 史
	陸奥新報五所川原支社支社長	佐 藤 靖 男
	五所川原街づくり（株）取締役	中 山 佳
	社会福祉法人若菜会理事長	飛 嶋 献
	子どもネットワーク・すてっぷ代表理事	奈 良 陽 子
	金木地域審議会会長	徳 田 長 弘
	市浦地域審議会会長	桑 野 邦 夫
	五所川原市町内会連合会会長	須 藤 一 正
五所川原市連合婦人会会長	外 崎 れい子	

3 総合計画策定会議

○五所川原市総合計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 五所川原市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、五所川原市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定会議に、会長、副会長及び参与を置く。
- 3 会長には副市長、副会長には総務部長、参与には教育長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 参与は、総合計画の策定に関して、専門的事項について意見を述べる。

(会議)

第4条 策定会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 策定会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 策定会議に、総合計画案の作成等を行わせるため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表第2に掲げるメンバーをもって組織する。
- 3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーには財政部企画課長、サブリーダーには総務部総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 ワーキンググループの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、ワーキンググループの会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 ワーキンググループは、その会議、活動等の経過、結果等を策定会議に報告するものとする。

(部会)

第6条 ワーキンググループに、総合計画案の作成に関する専門的調査等を行わせるため、部会を置く。

- 2 部会は、別表第3のとおり設置する。
- 3 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 4 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 部会は、その会議、活動等の経過、結果等をワーキンググループに報告するものとする。

(事務局)

第7条 策定会議の事務局は、財政部企画課とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

副市長 教育長 総務部長 財政部長 民生部長 福祉部長 経済部長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員 事務局長 農業委員会事務局長
--

別表第2 (第5条関係)

総務部総務課長 財政部財政課長 財政部企画課長 民生部市民課長 福祉部福祉政策課長 経済部農林水産課長 建設部土木課長 上下水道部経営管理課長 教育委員会教育総務課長
--

別表第3 (第6条関係)

部会名	所掌事項	部会員 (◎部会長 ○副部会長)	
産業・雇用部会	産業・雇用に関する現状調査、現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎農林水産課長	○商工労政課長
		水産室長	農村整備課長
		観光物産課長	農業委員会事務局次長
健康・福祉部会	保健・医療・福祉に関する現状調査、現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎福祉政策課長	○健康推進課長
		国保年金課長	保護福祉課長
		介護福祉課長	子育て支援課長
教育・文化部会	教育・文化に関する現状調査、現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎教育総務課長	○社会教育課長
		子育て支援課課長補佐	スポーツ振興課長
		学校教育課長	学校給食センター所長
		図書館長	
防犯・防災部会	防犯・防災・交通安全・人権擁護に関する現状調査、現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎総務課長	○環境対策課長
		金木総合支所長	市浦総合支所長
		市民課長	商工労政課課長補佐
		土木課課長補佐	建築住宅課長
都市・環境部会	都市基盤・生活環境に関する現状調査、現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎土木課長	○都市計画課長
		企画課課長補佐	環境対策課課長補佐
		建築住宅課課長補佐	公園管理課長
		経営管理課長	
行財政運営部会	行財政運営に関する現状調査、現行計画の振り返りと後期基本計画の作成に関すること。	◎財政課長	○企画課長
		総務課課長補佐	人事課長
		管財課長	税務課長
		収納課長	

4 計画策定の経緯

内 容	年 月 日
五所川原市総合計画後期基本計画策定方針について庁議決定	平成31年2月18日
五所川原市総合計画策定会議	第1回：平成31年4月1日 第2回：令和元年7月26日 第3回：令和元年10月4日～8日 第4回：令和元年10月16日～17日 第5回：令和元年10月30日 第6回：令和元年11月5日
五所川原市総合計画策定会議ワーキンググループ及び各部会	平成31年4月～令和元年11月
市民意識調査	令和元年6月1日～6月17日
五所川原市総合計画審議会	第1回：令和元年9月18日 第2回：令和元年10月15日 第3回：令和元年10月29日 第4回：令和元年11月15日 答 申：令和元年11月19日
議会へ報告	令和元年12月12日
パブリックコメント実施	令和元年12月25日～令和2年1月24日
五所川原市総合計画後期基本計画について庁議決定	令和2年3月11日
五所川原市総合計画後期基本計画策定	令和2年3月16日

5 諮問・答申

○諮問

五企発第168号
令和元年9月18日

五所川原市総合計画審議会会長 様

五所川原市長 佐々木 孝昌

五所川原市総合計画について（諮問）

五所川原市総合計画審議会条例（平成17年五所川原市条例第202号）第1条の規定に基づき、五所川原市総合計画後期基本計画について貴審議会の意見を求めます。

○答申

令和元年11月19日

五所川原市長 佐々木 孝昌 様

五所川原市総合計画審議会
会長 瀧原 祥夫

五所川原市総合計画について（答申）

令和元年9月18日付け五企発第168号で諮問を受けました五所川原市総合計画後期基本計画について、別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

6 財政見通しの推計方法

項 目	推 計 方 法
市 税	市民税及び固定資産税は、人口推移、土地の下落を考慮して推計。 その他の税目は過去の実績から推計。
地方譲与税等	地方譲与税及びその他各種交付金は過去3か年平均額等により推計。
地方交付税	普通交付税における基準財政収入額は、個々の項目ごとに収入見込額を算出の上、算入割合を乗じて算定し、基準財政需要額は、個別算定経費を令和元年度と同額と見込み、公債費と事業費補正分は変動を反映。 特別交付税は、計画期間の各年度で1,000百万円と推計。
市 債	普通建設事業や一部事務組合等負担金等に係る発行額を推計。
人 件 費	平成31年4月1日現在の人員数に基づき、そのまま定期昇給した場合の推計。 計画期間中の退職者については、退職翌年度以降は全員が再任用職員（フルタイム）として任用されることとして推計。 新採用職員については、採用見込みに基づき、採用時は一般初任給により推計し、以後定期昇給することとして推計。
扶 助 費	過去5か年の対前年度伸び率の最高値と最低値を除外した3か年平均を前年度扶助費に乗じて推計。
公 債 費	発行済み市債の元利償還額に、歳入で見込んだ発行予定市債の元利償還予定額を加算して推計。
普 通 建 設 事 業 費	平成31年度当初予算要求時に、各課から提出された普通建設事業調等をベースに推計。
補 助 費 等	一部事務組合及び公営企業に対する負担金等については、各団体等から回答を得た負担金等必要額、その他の補助金等については、過去5か年の最高値と最低値を除外した3か年平均をベースに推計。
繰 出 金	各特別会計にて作成した財政推計における一般会計繰入金見込額より推計。

7 用語の解説

語句	説明文
数字・アルファベット	
2次医療圏	特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏で、複数の市町村を一つの単位として認定される。なお、最も身近な医療を提供する医療圏を1次医療圏（市町村単位）、最先端、高度な技術を提供する特殊な医療を行う医療圏を3次医療圏（原則都道府県単位）という。
6次産業化	第1次産業である農林水産業と、第2次産業や第3次産業が連携し、生産だけではなく、加工、流通、販売まで一体となった事業形態をいい、付加価値が高い商品の開発と販売によって地域に所得と雇用を生み出すことが期待されている。1、2、3を足す（掛ける）と6になることから生まれた造語である。
GI（地理的表示保護制度）	農林水産物・食料品の産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度。
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称。従来使われてきたITにC（Communication）が加えられ、情報を適切に伝達するための技術を総称して使われている。
IM（インキュベーション・マネジャー）	独立・起業を目指す人や起業して間もない人に対し、具体的な支援を行って事業の達成へ導く専門家のこと。
PDCAサイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。
RESAS（リーサス）	地域経済分析システム。地方自治体の様々な取組を情報面から支援するため、まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。
RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）	人間がコンピューターを操作して手動で行う業務を、ソフトウェアロボットに代行させて自動化すること。主に定型的な事務作業の自動化を行うもので、業務の大幅な効率化や低コスト化を図ることができる。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット等を通じて人と人のつながりの場を提供するサービスのこと。
SWOT	外部環境や内部環境を強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats）の4つのカテゴリーで要因分析し、環境変化に対応した経営資源の活用を図るための戦略策定方法の一つである。
あ行	
青森県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度を運営するために青森県内の全市町村により設置された特別地方公共団体。
空き家バンク	五所川原圏域定住自立圏を構成する市町内にある空き家を対象に、空き家を売りたい、貸したい人の物件情報を登録して、居住するために空き家を買いたい、借りたい人に紹介するための仕組み。空き家の有効活用を図り、圏域への移住定住促進や空き家の流動化を図ることを目的とする。
アセットマネジメント	アセット（資産）を有効にマネジメント（管理運営）すること。自治体においては、庁舎や学校、公民館等の施設や道路・橋梁、上下水道等の公共施設を資産と捉え、企画設計から建設、維持管理、廃棄までを含めたトータルなマネジメントを行うことを目的とする。
生きる力	確かな学力、豊かな心、健やかな体（知・徳・体）がバランスよく育まれた、変化の激しいこれからの社会を生きるための力。

一部事務組合	地方自治法に基づき、普通地方公共団体（都道府県、市町村）や特別区が、事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体のことをいう。
か 行	
介護支援専門員	介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者。ケアマネージャー。
学校教育支援員	学校教育の充実・学力向上等を図るため、学習や生活に特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して学習支援を行う人。
学校支援コーディネーター	学校の要望に応じて、学校とボランティア間の調整、地域のボランティア参加の呼びかけ、ボランティア活動の企画等を行う人。
学校支援ボランティア	地域の教育力を学校の教育活動に生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートするもの。
合併処理浄化槽	し尿だけでなく生活雑排水も併せて処理する浄化槽。
カリキュラム・マネジメント	子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
関係人口	移住でも観光でもなく、地域や地域の人々と多様に関わる地域外の人々のこと。
キャッシュレス	現金（紙幣・硬貨）を使わずに、クレジットカードや電子マネー等を利用する決済方法。
キャラバンメイト	認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成する講座の講師役。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。
キャリア教育	将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むための教育のこと。
急性期医療	急性疾患において発症し始めた段階、症状が現れ急激に進行する段階における医療。
急性期病院	急性疾患や慢性疾患の急性増悪などで緊急・重症な状態にある患者に対して、入院・手術・検査など高度で専門的な医療を提供する病院。
教育支援委員会	障害を有する児童生徒が学校教育を受けるに当たり、どのような機関で教育を受けることが適切かについて調査・審議し、総合的診断を行うとともに、適切な教育支援を行うための指導資料作成に当たる五所川原市附属機関のこと。
行政委員会	政治的中立性を確保する観点から、長の指揮監督を受けず、また、委員は、議会の同意等を経た上で選任される委員により構成されるもの。教育委員会や農業委員会、選挙管理委員会などがある。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。滞在期間は、日帰りの場合から長期又は定期的・反復的な場合など様々。
グローバルGAP	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組（GAP）の国際的な認証のこと。
ケアマネジメント	主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費等の縮減することが容易でない経費）に、地方税、地方交付税、地方譲与税等の一般財源がどの程度費やされているかを示している。

ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
健康運動指導士	保健医療関係者と連携しつつ、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う者をいう。養成講座を受講し、認定試験に合格した上で登録することが必要。
健康寿命	健康で活動的に暮らせる期間で、平均寿命から、衰弱、病気、認知症などによる介護期間を差し引いた寿命のことをいう。
健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、自治体財政の健全性を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指す。4指標とも数値が大きいかほど財政状況は悪いとされる。
広域連合	複数の地方自治体にまたがる広範囲な業務を担うため、関係自治体でつくる特別地方公共団体をいう。消防やごみ処理を担うことが多い一部事務組合と異なり、国や都道府県に事務権限の移管を求めることができ、長及び議員は直接又は間接の選挙で選ばれる。
高規格幹線道路	高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路のこと。自動車が高速で走られる構造でつくられた自動車専用道路のことを指す。
合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する意思のない土地をいう。
後発医薬品	新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造発売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のこと。ジェネリック医薬品ともいう。
国立社会保障・人口問題研究所	社会保障問題、人口問題をはじめ、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を行う厚生労働省の施設等機関。
五所川原圏域定住自立圏	一定以上の都市機能を持つ「中心市」と生活面や経済面で中心市と関わりが深い周辺自治体が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域。五所川原圏域定住自立圏は、「中心市」である五所川原市とつがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の6市町によって構成されている。
子育て支援拠点施設	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する場。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するために、相談支援等を行うワンストップ拠点のこと。
ごみ減量推進員	ごみの減量化・資源化及び適正処理を図るために設置された推進員で、当該町内会長の推薦を受け市が委嘱し、町内におけるごみ減量化等の推進と指導を行う活動をしている。
さ 行	
事業承継	現経営者から後継者へ事業を引き継ぐこと。
資源循環型社会	生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生及び排出を可能な限り抑制することにより、天然資源の消費が抑制され、環境に与える負荷が低減される社会のこと。

自主防災組織	主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体。
市町村子ども家庭総合支援拠点	市町村が設置する、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象にした福祉支援拠点。地域資源を活用した実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行うソーシャルワーク機能を担い、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センターと関連して運営される。
実質公債費比率	実質の借金返済額が、標準的な財政規模に占める負担の割合を示す指標。
社会福祉士	社会福祉業務に携わる国家資格で、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言・指導を行ったり、必要な福祉サービスや保健医療サービスにつなげたりする。
就労支援員	生活保護者等に対し、就労に関する相談支援を行う人。
主体的・対話的で深い学び	児童生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見出し解決策を考えたりすることなど、過程を重視した学習のこと。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。
情報活用能力	学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力のこと。
情報教育	コンピューター等を活用した学習活動や、発達段階に応じたプログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）等に関する学習を通して、情報活用能力を育成する教育のこと。
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。
将来負担比率	一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
食育	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。
食生活改善推進員	市町村で開催される養成講座を受け、修了したのちに「市町村食生活改善推進員協議会」に入会して会員となったもの。バランスのとれた食生活の定着を目的とした自主的な地域活動及び行政への支援活動を行う。
水源涵養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
スクールカウンセラー	学校で児童生徒の生活上の問題（いじめや不登校）や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う臨床心理士などの高度な専門的知識・経験を有する専門家のこと。
スポーツ推進委員	市町村のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員。スポーツ基本法に位置付けられている。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。
西北五環境整備事務組合	五所川原市、つがる市、鶴田町及び中泊町の2市2町で組織された一部事務組合で、ごみ、し尿処理に関する事務を行っている。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供するための仕組みのこと。

総合計画審議会	総合計画の策定及び実施について、必要な調査審議を行うための外部有識者で構成する市の附属機関。
総合計画推進会議	総合計画の進捗状況を確認し、政策・施策の推進を図るための庁内会議。
た 行	
多動傾向	場面や状況に応じて集中することが難しく、絶えず動き回っている状態が見られること。
地域完結型医療	患者の身近な地域の中で、それぞれの病院や診療所・クリニック等が、その特徴を生かしながら役割を分担して、病気の診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持ち、切れ目のない医療を提供すること。
地域がん診療病院	がん診療連携拠点病院（決められた要件を満たした厚生労働大臣指定の病院）が無い地域に、都道府県の推薦を基に厚生労働大臣が指定する病院。基本的に隣接する地域のがん診療連携拠点病院のグループとして指定され、拠点病院と連携しつつ、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供などの役割を担う。
地域共生社会	少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる社会。
地域ケア会議	地域包括支援センター等が主催し、他職種の協働による個別ケース（困難事例等）支援を通じて、地域支援ネットワークの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行うもの。
地中熱	地下浅部に存在する低温の熱エネルギーのこと。年間を通じてほぼ温度の変化が見られないため、大気との温度差により、省エネルギーな冷暖房や融雪を可能にする。
着地型観光	旅行先の地域が主体となって、地域の良さをアピールし、旅行プランなどを組み立てる新しい観光形態。旅行会社が企画し、参加者を連れていくものを「発地型」という。
庁議	市政運営の基本方針や重要施策を審議・決定する会議（市の最高意思決定機関）。
つがる西北五広域連合	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の2市4町で組織された広域連合で、介護認定・障害判定審査会の設置・運営、地域自立支援協議会の設置・運営、つがる総合病院の運営等を行っている。
適応指導員	不登校の児童及び生徒の学校復帰へ向けた適切な支援及び教育相談を行う人。
適正処理困難廃棄物	市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難となっているもの。「廃棄物処理法」に基づく「適正処理困難物」として、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されている。
東京圏	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
特定空き家	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家のこと。
特別支援教育	障害のある児童生徒に対して行う、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育のこと。
な 行	
ニューツーリズム	従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行を指す。
認知症サポーター	地域や職場、学校等で開かれる「認知症サポーター養成講座」に参加することで認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

認定こども園	幼児期の教育・保育を一体的に提供する施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるなどの特徴がある。
認定農業者	農業経営者や農地法で規定された農業生産法人で、農業経営規模の拡大、経営の合理化等の経営改善計画を作成し市町村が認定した人をいう。
農業ジョブトレーナー	農業分野における障害者の雇用や就労、又は就労体験を行う際に、障害者がより働きやすくなるよう農業経営者と障害者に必要な支援を行う人材をいう。
農地利用最適化推進委員	主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、現場活動を積極的に行うために設置される委員。委員は、農業委員と連携を図りながら、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。
ノーマライゼーション	障害の有無等にかかわらず、誰もが共に普通に生活できる社会が本来の姿（ノーマルなこと）であるという考え方。
は 行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点や被害の拡大範囲・程度、避難路や避難場所などの情報が地図上に示されている。
パブリックコメント	行政機関が計画の策定や規則の制定等をするに当たって、事前にその案を示し、広く住民から意見や情報を募集するもの。意見公募手続。
病児保育	児童が病中又は病気の回復期にあり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、保護者が就労しているなどの理由で自宅での保育が困難な場合、児童を一時的に保育する事業のこと。
病診連携	地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと。
ファミリー・サポート・センター	育児や介護の援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のことをいう。サポートの対象は、市内で子どもをもつすべての家庭となっている。
平均寿命	現在の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の人が平均してあと何年生きられるのかを示したものを平均余命といい、一般的に0歳児の平均余命を平均寿命と呼んでいる。
ヘルスリテラシー	健康面での意思決定に必要な情報を適切に利用し活用する力のこと。健康教養。健やか力。
保健・医療・福祉包括ケア体制	住み慣れた地域で生涯にわたり健康で安心して生活していくことができるよう、関係機関が連携し、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供するための仕組みを推進する体制のこと。
保健協力員	市長から委嘱され、各種保健サービスの情報提供や地域における健康問題についての情報収集・連絡、健康相談や市民健診等各種事業への協力等を行っている。また、母子保健推進員として、安心して妊娠・出産ができるよう市の母子保健事業への協力等を行っている。
ま 行	
モータリゼーション	自動車が生生活必需品として普及する現象。

や 行

要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が連携し、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していく組織のこと。
予約型乗合タクシー	一般のタクシー車両を使用して、決まった運行時刻やルートを、予約があった場合のみ運行するもの。

ら 行

連結実質赤字比率	健全化判断比率の一つで、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入不足額を、標準財政規模の額で除したものをいう。
----------	---

わ 行

ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	--